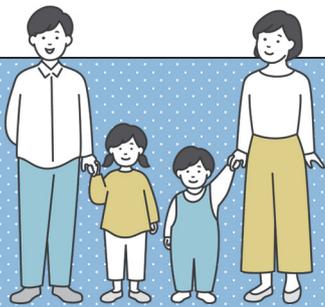




# 資料編





# 1 用語解説

※令和7年（2025）4月以降の事業内容で記載しています。

## あ行

○**育児休業制度** いくじきゅうぎょうせいど 労働者が事業主に申し出ることにより、原則として子どもが1歳に達するまでの間、その子どもを養育するために休業できる制度。

○**意見表明等支援事業** いけんひょうめいとうしえんじぎょう 社会的養護や一時保護中の子どもが自分の意見を安心して表明できるように支援する事業。

○**遺児手当** いしてあて 両親、父若しくは母が死亡した、義務教育終了前の児童に対して、生活の安定と健全な育成を支援するための手当。

○**一時保護** いちじほご 子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図ること及び子どもの心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため、必要に応じて子どもを家庭から離し、一時的に保護すること。

○**一般事業主行動計画** いっぱんじぎょうぬしこうどうけいかく 次世代育成支援対策推進法において、従業員が101人以上の企業に策定・公表を義務付けている、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための計画。なお、100人以下の企業についても策定に努めることとされている。

○**医療的ケア** いりょうてき 胃ろうからカテーテルを通して胃に直接栄養を注入する経管栄養や、鼻や切開した喉元にチューブを挿入してたんを吸引するなどの、医療的な生活援助行為。

○**医療的ケア児等コーディネーター** いりょうてき じどう 保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族を繋いでいる。

○**SNS相談@船橋** そうだん ふなばし 幅広い世代で日常的なコミュニ

ケーションツールとして利用されているSNS（LINE）を活用した無料相談事業。

○**親子交流** おやここうりゅう こどもと離れて暮らしている父母の一方がこどもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。面会交流ともいう。

## か行

○**学習支援事業** がくしゅうしえんじぎょう 生活困窮世帯、生活保護世帯、ひとり親世帯等の中学生を対象に、個別に学習指導を行うほか、進学、進路、その他の相談を行う事業。

○**各保健センターでの窓口健康相談** かくほけん まどぐちけんこうそうだん 保健センターにおいて、妊産婦や母子の妊娠・出産・子育てに関する相談や、心身の発達・健康に関する相談を行う事業。

○**家庭教育セミナー** かていきょういく こどもが健全に成長するための家庭教育の果たす役割等に関して、PTA等と連携し公民館で開催するセミナー。

○**家庭教育相談事業** かていきょういくそうだんじぎょう 幼児から高校生までの保護者を対象に、しつけや不登校等の家庭教育上の悩みや問題について、家庭教育指導員等が、電話相談や、公民館等において面接相談を行う事業。

○**家庭児童相談室** かていじどうそうだんしつ 家庭における養育や児童虐待等に関する相談に応じ、必要な調査、訪問等を行う市の機関。

○**家庭的保育事業** かていてきほいくじぎょう 家庭的保育者が、自宅の居室等を保育室として使い、保護者に代わって家庭的な雰囲気のもとで保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**帰国・外国人児童生徒の教育に関する相談** きこく がいこくじんじどうせいと きょういく かん そうだん 公立小学校・中学校への受け入れ、適応、日本語指導に



関する相談を行う事業。

○**休日保育事業** きゅうじつほいくじぎょう 保育所等の在園児が保護者の就労等により、1月1日から3日を除く日曜及び祝日(振替休日を含む)、年末(12月29日から31日まで)に、家庭において保育を受けることができない場合に、保護者に代わり保育を実施する事業。

○**教育相談** きょういくそうだん 主として市内在住の小・中学生及び保護者、教職員を対象に、学校生活、家庭生活、心身の悩み等について、総合教育センターが相談に応じる。

○**教育・保育施設** きょういくほいくしせつ 幼稚園、保育所、認定こども園の総称。

○**教育・保育施設等の利用支援(基本施策3)** きょういくほいくしせつとうりようしえんきほんしきく 発達において支援が必要なこどもが教育・保育施設等を利用する際に、健康保育研究協議会の意見を取り入れ、集団生活において安全に、安心して過ごせるよう支援を行う。

○**教育・保育施設等の利用支援(基本施策7)** きょういくほいくしせつとうりようしえんきほんしきく ひとり親家庭が子育てと就業を両立しながら安心して生活できるよう、教育・保育施設等を適切に利用するための支援を行う。

○**居宅訪問型保育事業** きょたくほうもんがたほいくじぎょう こどもの障害・疾患等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で保育を行う。地域型保育事業の一つ。※認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)とは別。

○**結婚新生活支援事業** けっこんしんせいいかつしえんじぎょう 婚姻等により新生活を始める若年世帯に対し、住居確保に係る費用を助成する事業。

○**健康講座(母子)** けんこうこうざほし 保護者の育児不安の解消や、正しい知識の普及等のため、保健センターに講師を招いて開催する講座。

○**高校生キャリア支援事業** こうこうせいしえんじぎょう 児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、就学援助認定相当の収入の世帯の高校生等に対して、学習サポーターによる悩み相談や、進路に関するテーマに精通した専門家によるセミナー

一などのイベントを提供する事業。

○**高等職業訓練促進給付金事業** こうとうしよくぎょうくねんそくしんきゅうひきんじぎょう ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため、養成機関で6か月以上修業する場合に、一定期間、給付金を支給する事業。

○**子育てサロン** こそだ 主に未就園児の親子を対象とした、子育てに関する情報交換や育児相談、親子同士の交流ができる場。地区社会福祉協議会が実施している。

○**子育て支援センター** こそだしえん 子育てに関するアドバイスや情報提供を行うとともに、保護者同士の交流の機会やこどもの遊びの場を提供する地域子育て支援拠点。

○**子育て世代包括支援センター** こそだせだいほうかつしえん 保健師等が妊娠期から子育て期に関する相談に応じたり、関係機関と連携を取りながら支援を行う窓口。

○**子ども医療費助成** こいりょうひじょせい 0歳から高校3年生の年齢(18歳到達後最初の3月31日)までのこどもの医療費の一部を助成する事業。自己負担金は、市民税所得割非課税世帯を除き、入院1日300円、通院1回300円(保険調剤は無料)。

○**こども家庭センター** かてい 母子保健と児童福祉の機能を統合し、妊娠婦や子育て世帯、こどもに対して、相談・助言・情報提供を行い、関連機関と連携した包括的な支援等を行う施設。

○**こども基本法** こどもほんぽう 令和5年(2023年)4月に施行された、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指すための包括的な基本法。

○**子ども・子育て会議(地方版子ども・子育て会議)** こそだかいぎちほうばんここそだかいぎ 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例により設置する合議制の機関。船橋市では、平成25年(2013年)6月に設置。

○**子ども・子育て支援法** こそだしえんぽう 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及びこどもやこどもを養育している者に必要な支援を行い、



一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。

○**こども大綱** たいていこう 令和5年(2023年)12月に閣議決定された、すべてのこどもが健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会を目指すための政府全体のこども施策の基本的な方針を定めたもの。

○**こどもの自習スペース提供事業** じしゅう ていきょうじぎょう こどもたちの学習の促進を図ることを目的として、市内の24公民館のフリースペース等を活用して自習スペースを提供する事業。

○**こども発達相談センター** はつたつそうだん 心理発達相談員、言語聴覚士等が、就学前のこどもの発達に関する心配事の相談に応じる公設施設。

○**こどもまんなか社会** しやかい すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指す取り組み。

## さ行

○**里親制度** さとおやせいど 保護者の病気、家出、離婚あるいは保護者に養育されることが適当でないなどの理由から、家庭で生活することができないこどもを保護者に代わって、一時的あるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で養育するための制度。

○**サポートルーム** 総合教育センターに相談をしている児童生徒を対象に、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善のための相談・指導を行い、社会的自立へ向けての支援をする事業。

○**産婦健康診査** さんぶけんこうしんさ 産後間もない母親の心身の健康保持や、産後うつ病の予防等を図るため、出産後に行う健康診査。

○**市営住宅** しえいじゆうたく 住宅に困っている一定基準以下の所得の方に対して、低廉な家賃で提供される公営住宅。

○**資格取得支援事業** しかくしゅとくしえんじぎょう 保育士試験に合格したのち市内の保育所等に保育士として、継続して1年以上勤務

する見込みの人を対象として、保育士試験受験のために要した講座受講費用の一部を補助する事業。

○**事業所内保育事業** じぎょうしょないほいくじぎょう 事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の3号認定を受けたこどもの保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**次世代育成支援対策推進法** じせだいいくせいしえんたいさくすいしんぽう 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年(2003年)7月に制定された法律。当初は平成27年(2015年)3月31日までの時限立法であったが、2度改正され、令和17年(2035年)3月31日まで延長となった。

○**施設等利用費** しせつとうりようひ 幼児教育・保育の無償化の対象者が、特定子ども・子育て支援施設等において、対象となるサービス等を利用した際に受ける給付。

○**児童虐待** じどうざやくたい 保護者等がこどもに対し行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の総称。

○**児童相談所** じどうそうだんじょ こどもに関する相談に応じ、こどもが心身ともに健やかに育つことができるようこどもや家庭を援助する機関。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市も設置することができる。

○**児童手当** じどうてあて 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、児童の健やかな成長に資することを目的に、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している家庭に支給される手当。

○**児童発達支援事業** じどうはつたつしえんじぎょう 未就学の障害のあるこどもを通所させて、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を行う事業。

○**児童発達支援センター** じどうはつたつしえん 児童発達支援事業に加え、地域支援を行う中核的な療育支援施設。

○**児童扶養手当** じどうふようてあて ひとり親家庭及び祖父母等の養育者の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当。



○**児童ホーム** 0歳から18歳未満の児童が、誰でも自由に遊べる施設。児童館。地域子育て支援拠点として子育てに関する情報提供や保護者同士の交流の機会を提供している。

○**児童養護施設** 保護者のいないこどもや、家庭環境が不適切で養護が必要なこどもを保護し、養育するための施設。

○**市民公益活動公募型支援事業** 市民活動団体から提案のあった、公益性や必要性等があるとされた事業に対して支援金を交付する事業。

○**社会的養護自立支援拠点事業** 措置解除者等や虐待経験がありながらも、公的支援につながらなかった者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言等により、将来の自立に結びつけることを目的とした事業。

○**就学援助** 経済的な理由で、学校で必要となる諸経費について支払うことが困難な保護者に対して、その一部を援助する制度。

○**就学時健診等における子育て学習** 就学時健康診断や学校説明会に合わせて、市内全ての小学校で実施する、子育てに関する講演会。

○**就学相談** 障害のある、又はあるかもしれない幼児、児童、生徒の就学に関する相談。総合教育センターにおいて行う。

○**就学相談会** 特別な支援を要するこどもの就学及び教育に関する相談。総合教育センターにおいて、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図り開催している。

○**就業継続に資する研修事業** 市内で勤務する保育士の就業継続を支援するため、文章の書き方やコミュニケーション能力の向上等さまざまなテーマの研修を開催する事業。

○**就職準備・離転職セミナー** ひとり親家庭等及

びその児童や離婚前の方を対象に開催する就職・転職活動等に関するセミナー。

○**住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅** 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等、住宅の確保に配慮が必要な人々の入居を拒まない住宅。

○**巡回相談** こども発達相談センターの専門職員が市内の幼稚園・保育所などを巡回し、施設職員に対して、発達の気になるこどもへの対応等に関する相談を行う。

○**障害児通所支援** 未就学児が利用する児童発達支援や、就学児が利用する放課後等デイサービス等の支援。

○**障害児等の受け入れ・指導をしている幼稚園等に対する補助** 障害児等の幼児教育・保育の充実を図るため、障害児等を受け入れている幼稚園や私立保育所、認定こども園等に対し交付する補助金。

○**障害児等療育支援事業** 在宅の重度心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児が地域で自立した生活を送れるよう、各種サービス利用の援助・調整等、訪問・外来により相談を行う。また、施設職員等に対して療育に関する技術指導を実施する事業。

○**障害児福祉手当** 在宅で20歳未満の常時介護を必要とする心身障害児に支給する手当(所得制限あり)。

○**障害児を対象とした一時預かり事業** 障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、障害児を対象とした一時預かり事業である、短期入所(障害福祉サービス)、日中一時支援(地域生活支援サービス事業)、心身障害者一時介護料の助成を実施している。

○**小中学校一宮ふれあいキャンプ** 不登校及び不登校傾向を持つ児童生徒、関係諸機関に通所する児童生徒、並びにそれらの保護者にキャンプへの参加を勧める活動を展開し、現状から動き出そうとす



るきっかけや、新たな目標づくりの機会の場とする事業。

○**小規模保育事業** しょうきぼほいくじぎょう 少人数（6人以上19人以下）の保育を行う。地域型保育事業の一つ。

○**自立支援教育訓練給付金事業** じりつしえんきょういくんれんきゅうふきんじぎょう ひとり親家庭の親が、介護職員初任者研修等の技能習得や資格取得のため、指定講座を受講する場合に、受講料の一部を助成する事業。

○**自立支援プログラム策定事業** じりつしえん さくていじぎょう ひとり親家庭の親と離婚前の方の経済的自立を促進するため、それぞれの状況やニーズに応じた自立支援計画書を策定し、継続的な自立・就業支援を行う事業。

○**心身障害児福祉手当** しんしんしょうがいじふくしてあて 在宅で20歳未満の心身障害児を監護している保護者に支給する手当（併給制限あり）。

○**スクールカウンセラー事業** じぎょう 市立小・中・高校及び特別支援学校全校に、公認心理師・臨床心理士の資格や豊富な相談経験を持つスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者からの相談に応じる事業。心や体の悩みやいじめ、不登校等さまざまな問題の未然防止、早期発見、解決につなげていく。

○**スクールソーシャルワーカー事業** じぎょう 市内中学校区26校と船橋高校を拠点に、福祉の専門的な知識や経験を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、市立学校に通う児童・生徒の抱える不登校、いじめ、児童虐待等の問題解決に向けた支援を行う事業。

○**生活困窮者住居確保給付金** せいかつこんきゆうしゅうじゅうきょくほきゅうふきん 離職、自営業の廃止又は個人の責めに帰すべき理由や都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方又はそのおそれのある方に、一定期間、家賃額相当分の給付金を支給する制度。令和7年（2025年）4月からは家賃が低廉な住宅への転居費用も対象となった。

○**生活困窮者自立相談支援事業** せいかつこんきゆうしゅうじりつそつだんしえんじぎょう **（「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」）** たくさんの課題が

複雑にからみ合いどこに相談したらよいかわからない場合や、生活に困窮している場合など、内容を限定せず無料で相談を受け、関係機関と連携して、解決できる方法を考え、寄り添った支援を行う事業。

○**生活保護** せいかつほご 病気や失業などで収入がなくなったり、あるいは減少して生活に困った人が、自分の資産や能力を活用したり、親族の援助を受けたりしてもなお、暮らしていけない場合に、その程度に応じて最低限の生活を保障して、自立できるように援助する制度。

○**青少年の問題行動に関する相談** せいしょうねん もんだいこうどう かん そうだん 小学校就学の始期から19歳までの青少年を相談対象として、家庭での教育やしつけ、こどもの学校生活、家族関係をはじめこどもや家庭に関する相談を受ける事業。

## た行

○**大学等受験料・模擬試験受験料支援事業** だいがくとうしゅけんりょう もぎしけんじゅけんりょうしえんじぎょう ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しするため、大学等受験料や模擬試験受験料の補助を行う。

○**男女共同参画** だんじょうきょうどうさんかく 男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できること。

○**地域型保育事業** ちいきがたほいくじぎょう 少人数の単位で、主に満3歳未満の保育を必要とすることを預かる、児童福祉法に基づき市町村が認可する事業の総称。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの類型がある。

○**地域子ども・子育て支援事業** ちいきこども こそだ しえんじぎょう 市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

○**地域生活支援サービス事業** ちいきせいかつしえん じぎょう 障害者等日中一時支援事業、障害者等移動支援事業、重度身体障害者等入浴サービス事業、重度訪問介護利用者等大学等修学支援事業、重度障害者等就労支援特別事業のこと。



○**地域福祉活動助成金** ちいきふくしつかつどうじょせいきん 地域福祉の推進を図ることを目的に、船橋市福祉基金の運用益等を活用して、市民活動団体が行う地域福祉活動に対して必要な費用の一部を助成する制度。

○**地区健康教育** ちくけんこうきょういく 児童ホームや自治会館等を利用し行う、心身の健康や育児等に関する学習会。

○**地区健康相談** ちくけんこうそうだん 公民館等において、乳幼児の心身発達や健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。

## な行

○**乳児院** にゅうじいん 主に0歳から2歳までの保護者のいない乳幼児や、家庭での養育が困難な乳幼児を保護し、養育するための施設。

○**乳幼児健康診査** にゅうようじけんこうしんさ 乳幼児の健全な育成を促すとともに、育児不安の軽減や虐待等の早期発見、早期対応を図るために実施する、0歳児乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査。

○**乳幼児歯科健康診査** にゅうようじしかけんこうしんさ 乳幼児期からの歯科疾患予防、歯科保健に関する知識の普及・啓発のため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で併せて実施する歯科健康診査。乳歯列完成の重要な時期に実施する2歳6か月児歯科健康診査（希望者にはフッ化物塗布を実施）。

○**乳幼児歯科保健指導（こどもの歯科相談）** にゅうようじしかほけんしどう 0歳から3歳未満児を対象とした個別歯科保健指導。

○**認可外保育施設** にんかがいほいくしせつ 保育所、認定子ども園及び地域型保育事業以外の保育を行うことを目的とする施設。

○**認可外保育施設に対する補助** にんかがいほいくしせつたいほじょ 認可外保育施設に通園するこどもや職員の健康診断費に対する補助金。

○**妊娠・出産支援プラン** にんしんしゅつさんしえん 母子健康手帳交付時に、すべての妊婦に保健師等が面談をし、安心して出産や子育てに臨めるよう作成する支援プラン。

○**認定子ども園** にんていこどもえん 就学前のこどもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援を行うことを目的

として、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称：認定子ども園法）に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）から認可・認定を受ける施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

○**妊婦歯科健康診査** にんぶししかけんこうしんさ 歯科疾患が重篤化しやすい時期である妊婦を対象に、歯科疾患の早期発見と予防を行う歯科健康診査。

○**妊婦訪問指導** にんぶほうもんしどう 保健指導が必要な妊婦に対し、正しい知識を伝え、妊娠中や育児についての不安の軽減を図るために行う訪問指導等。

## は行

○**パソコン技能習得講習** ぎのうしゅうとくこうしゅう ひとり親家庭等及びその児童や離婚前の方を対象に、実践的なパソコンのスキルを身につけることを目的とした講習会。

○**ハッピーサタデー事業** じきょう こどもがスポーツや文化活動に親しめるよう、原則として毎月第3土曜日を「ふなばしハッピーサタデー」とし、地域の団体等と連携を図りながら公民館が主体となり開催する事業。

○**パパ・ママ教室** きょうしつ パパとママになる夫婦が出産を迎えるまでの過ごし方や赤ちゃんの接し方等、出産・育児に関する正しい知識を学ぶ教室。

○**ひとり親家庭** おやかてい 母子家庭及び父子家庭。

○**ひとり親家庭等** おやかていと ひとり親家庭及び寡婦。

○**ひとり親家庭等医療費助成** おやかていとりのいりょうひじょせい ひとり親家庭、祖父母等の養育者及びその児童に対して、医療費の一部を助成する。

○**ひとり親家庭等就業・自立支援事業** おやかていとりのしゅうぎょうじりつしえんじきょう ひとり親家庭等及びその児童や離婚前の方の就業を効果的に促進するために実施する事業。

○**ひとり親家庭向けデイキャンプ** おやかていび こどもの豊かな心をはぐくむために、ひとり親家庭に自然体験や集団遊びなど、親子交流の体験機会を提供する日帰りのキャンプ。



○フッ化物塗布・フッ化物洗口 かぶつとふ かぶつせんこう フッ化物には歯質を強化、再石灰化の促進、菌の働きを低下させるといったむし歯予防の働きがあり、専門職が歯に塗布する、洗口剤としてブクブクうがいをする、といった利用方法がある。

○ブックスタート事業 じぎょう 親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや、こどもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布する事業。

○ふなっこアプリ(子育て応援・情報アプリ) こそだ おうえん じょうほう 妊娠・出産から育児までの各種情報を発信するスマートフォン向けアプリ。出産予定日やこどもの年齢、居住地等に応じた情報を受け取ることができるほか、成長の記録、予防接種のスケジュール管理や記録等ができる。

○ふなっこナビ(子育て応援・情報サイト) こそだ おうえん じょうほう スマートフォンやパソコンから市内の子育て情報が検索できる情報サイト。

○ふなっ子メール(子育て支援情報メール配信サービス) こそだ しえんじょうほう はいしん 広報ふなばしに掲載した子育て情報や、子育てに関するワンポイントアドバイス等を電子メールなどで配信する事業。

○ふなばし子育てナビゲーション(子育て情報誌) こそだ じょうほうし 子育て支援サービスや各種相談窓口、家族で行ける公園、幼稚園・保育所、医療機関の情報等を掲載する子育て情報誌。母子保健手帳交付時や子育て支援センター等で配布している。

○ふなばし地域若者サポートステーション事業 ちいきわかもの じぎょう 若者等の職業的・経済的自立を促進するため、個別相談やキャリアコンサルティング、ジョブトレーニング、職場実習などを通して就労を支援する事業。

○不妊・不育専門相談 ふにん ふいくせんもんそうだん 医師や助産師による不妊・不育や治療に関する個別相談。

○弁護士による相談 べんごし そうだん 離婚前の方やひとり親家庭等の養育費、離婚等の法律に関する相談に弁護士が応じる事業。

○保育士養成修学資金貸付事業 ほいくしやうせいしゅうがくしきんかじつけじぎょう 市内の保育所等に保育士として勤務する意思のある人に、指定保育士養成施設在学中の修学資金として月額3万円を貸し付ける事業。卒業後に市内の保育所等で、修学期間以上勤務すると貸付金の返還が全額免除される。

○保育所 ほいくしょ 保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、自治体、または都道府県知事(指定都市・中核市においては市長)の認可を受けた者が設置・運営する施設。

○保育所等運営に対する補助 ほいくしょとうんえい たい ぼじょ 児童の処遇向上を図るため、保育所等運営にかかる費用に対し交付する補助金。

○保育所等待機児童 ほいくしょとうたいきじどう 保育所等に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童。

○放課後等デイサービス事業 ほうかごとう じぎょう 就学している障害のあるこどもを通所させて、放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な支援や社会との交流の促進等の支援を行う事業。

○母子生活支援施設 ぼしせいかつしえんしせつ 母子家庭又はこれに準ずる事情にある母からの申し込みに基づき、母とそのこどもを入所により保護し、自立の促進のために支援する施設。

○母子父子寡婦福祉資金貸付 ぼしふしからふくししきんかじつけ ひとり親家庭の親や寡婦の自立と児童の福祉を増進するために貸付をする制度。目的に応じて貸付限度額等が異なる12種類の資金がある。

○母子・父子自立支援員 ぼし ふしじりつしえんいん ひとり親家庭等や離婚前の方の生活や子育て、住宅、仕事等に関する相談に応じ、自立に向け、総合的に支援を行う者。社会福祉士等の資格や、児童福祉や各種相談窓口対応の経験がある者が担う。

○ホームヘルプサービス ほむヘルプサービス ひとり親家庭の親や寡婦がケガや病気などの時に、ホームヘルパーを派遣して、日常生活の支援をする事業。



## ま行

○**民生委員・児童委員** みんせいいいん じどういいん 地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。民生委員は児童委員を兼ねている。

## や行

○**家賃債務保証支援事業** やちんさいむほししょうしえんじぎょう 住み替えにあたって、家賃債務保証会社等と家賃債務保証契約を締結する対象世帯（高齢者世帯、ひとり親世帯、障害者世帯等）に対して、費用の一部を助成する事業。

○**家賃低廉化住宅** やちんていれんかじゅうたく 賃貸人に月々の家賃の一部を補助することにより、所得が低く住まい探しが困難な世帯が入居しやすくした住宅。

○**ヤングケアラー支援事業** しえんじぎょう 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うこどもや若者を支援するための事業。

○**養育費・親子交流セミナー** よういくひ おやここうりゅう 離婚後の親子関係や養育費についての基本的な知識を提供するセミナー。

○**養育費確保のための同行支援** よういくひかくほ どうこうしえん 養育費にかかる公正証書の作成のために公証役場へ行く際や、調停の申し立てのために家庭裁判所へ行くことが不安な方に、必要に応じて母子・父子自立支援員が現地まで同行する支援。

○**幼稚園** ようちえん 学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳のこどもを対象とする施設（私学助成幼稚園）のほか、子ども・子育て支援新制度に移行した施設（新制度幼稚園）、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持った施設（認定こども園）がある。

○**幼稚園運営に対する補助** ようちえんうんえい たいほ ぼじょ 幼稚園運営に係る費用負担の軽減を図り、もって幼児教育の振興に資するため、幼稚園の運営費に対して交付する補助金。

○**要保護児童及びDV対策地域協議会** ようほごじどうおよ たいさくちういきぎょうぎかい 地域のさまざまな関係機関、関係者と連携して、児童虐待やDV対策も含め、要保護児童の適切な保護又は要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置した協議会。

○**幼保小連携** ようほしょうれんけい こどもが、幼児期の教育・保育から小学校教育に円滑に移行することができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の間で行われる連携した取り組み。

○**4か月児健康相談** げつしげんこうそうだん 保健センターで実施している、乳児の発育・発達に関する相談事業。

## ら行

○**ライフサポートファイル** 障害のあるこどもや特別な配慮を必要とするこどもたちが、途切れることなく一貫して適切な支援を受けられるように、こどもの生育歴や受けてきた支援内容などを記録・管理できるファイル。

○**ライフステージ** 人生において節目となる出来事によって区分される生活環境の段階のこと

○**療育施設** りょういくしせつ 児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施する障害児通所支援事業所。

○**量の見込み** りょう みこ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における将来需要量の見込み。これまでの利用状況、利用希望等を踏まえて算出する。

## わ行

○**ワーク・ライフ・バランス** 仕事と生活の調和を意味する。ワーク・ライフ・バランス憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会を「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としている。



## 2 計画策定の体制と経過

### (1) 船橋市子ども・子育て会議での審議

本計画の策定に当たり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「船橋市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を審議しました。

### (2) 船橋市こども計画策定委員会

本市の庁内に、計画の原案を作成する組織として、健康福祉局長、こども家庭部長及び関係各課長による「船橋市こども計画策定委員会」を設置しました。

また、策定委員会には、原案作成を円滑に進めるため、策定委員の推薦を受けた職員による策定部会を設置しました。

### (3) パブリック・コメントの実施

令和7年（2025年）12月11日（木）に本計画案を公表し、同日から令和8年（2026年）1月14日（水）までを期間として、意見募集（パブリック・コメント）を実施しました。



## (4) 船橋市子ども・子育て会議条例

平成25年6月17日

条例第25号

改正 令和5年3月28日条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、船橋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（令5条例7・一部改正）

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他これらに関連する事務を処理する。

（令5条例7・一部改正）

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第4条 委員は、法第6条第2項に規定する保護者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員の任期は、2年を超えない範囲で、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了するときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。



3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議決とすることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項ただし書中「市長」とあるのは「会長」と、第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(資料提出の要求等)

第9条 子ども・子育て会議又は部会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



## (5) 船橋市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和7年（2025年）9月1日～令和9年（2027年）8月31日

※役職等は委員委嘱日現在のものです。

(敬称略・50音順)

| 氏名     | 役職等                             | 備考  |
|--------|---------------------------------|-----|
| 生田 邦彦  | 船橋市保育協議会顧問                      |     |
| 大石 盛伝  | 船橋市保育園父母会連絡会副事務局長               |     |
| 尾木 修介  | 船橋市私立幼稚園連合会会長                   |     |
| 上村 麻郁  | 千葉経済大学短期大学部教授                   | 会長  |
| 川上 真由美 | 市民委員                            |     |
| 小出 正明  | 船橋市社会福祉協議会常務理事                  |     |
| 佐久間 勉  | 船橋市認可外保育所連絡会会長代理                |     |
| 佐藤 有香  | 千葉大学教育学部准教授                     | 副会長 |
| 澤田 佐代子 | 市民委員                            |     |
| 島貫 奈津子 | 千葉県市川児童相談所船橋支所長                 |     |
| 鈴木 五月  | 船橋市小学校長会                        |     |
| 鈴木 ひろ子 | 船橋市私立幼稚園PTA連絡協議会会長              |     |
| 田中 善之  | 全千葉県私立幼稚園連合会理事                  |     |
| 鶴崎 桜子  | ふなばしファミリー・サポート・センター<br>(育児)協力会員 |     |
| 中原 美恵  | 東洋大学名誉教授                        |     |
| 保坂 真紀子 | 船橋市PTA連合会事務局長                   |     |
| 松崎 総一  | 全国私立保育連盟組織部部長                   |     |
| 山岸 秀規  | 船橋市中学校長会副会長                     |     |
| 山中 広仁  | 船橋市民生児童委員協議会副会長                 |     |
| 山本 裕子  | 母子生活支援施設青い鳥ホーム施設長               |     |



## (6) 船橋市こども計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する（仮称）船橋市こども計画の原案を作成するため、船橋市こども計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長はこども家庭部長を、副委員長はこども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (策定部会)

第5条 委員会に、原案の作成を円滑に行うために、策定部会を置く。

- 2 策定部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 策定部会に部会長を置き、部会長は、こども政策課長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、策定部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「策定部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局こども家庭部こども政策課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月22日から施行する。

#### (この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。



## 【別表】

| 局及び部等   | 委員  |
|---------|---|
| 市長公室    | 市民の声を聞く課長                                     |
| 企画財政部   | 政策企画課長、行政経営課長、財政課長                            |
| 総務部     | 人事課長  |
| 市民生活部   | 市民協働課長  |
| 福祉サービス部 | 福祉政策課長、地域福祉課長、障害福祉課長、生活支援課長                   |
| 健康部     | 健康政策課長、地域保健課長、健康づくり課長、国保年金課長                  |
| こども家庭部  | こども家庭部長、こども政策課長、こども家庭支援課長、子育て給付課長、児童相談所開設準備課長 |
| 地域子育て部  | 保育入園課長、保育運営課長、地域子育て支援課長、療育支援課長                |
| 経済部     | 商工振興課長  |
| 都市整備部   | 都市整備課長  |
| 建築部     | 住宅政策課長  |
| 管理部     | 教育総務課長  |
| 学校教育部   | 学務課長、指導課長、総合教育センター所長                          |
| 生涯学習部   | 文化課長、青少年課長、中央公民館長、青少年センター所長                   |

## (7) 策定経過

| 日時                   | 内容   |
|----------------------|--|
| <令和6年度><br>令和7年2月15日 | こども・若者意識調査（3月9日まで）   |
| 令和7年3月15日            | こども計画策定に係る事業所調査の実施（5月21日まで）  |
| 令和7年3月               | 第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画 第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画 船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画の策定 |
| <令和7年度><br>令和7年8月19日 | 第1回子ども・子育て会議<br>・（仮称）船橋市こども計画の策定について（策定の方針、基本理念、基本方針、構成案を説明）         |
| 令和7年10月9日            | 第2回子ども・子育て会議<br>・船橋市こども計画について（基本施策の内容を説明）                            |
| 令和7年11月10日           | 第3回子ども・子育て会議<br>・船橋市こども計画について（パブリック・コメント実施前の計画案を説明）                  |
| 令和7年12月11日           | 計画案の公表と意見募集（パブリック・コメント）（令和8年1月14日まで）                                 |
| 令和8年2月17日            | 第4回子ども・子育て会議<br>・船橋市こども計画（案）について（パブリック・コメントの結果を説明）                   |
| 令和8年3月               | 計画策定   |

